

議事日程(第5号)

令和8年3月19日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第9号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第11号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 令和8年度高鍋町一般会計予算
- 日程第7 議案第15号 令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第16号 令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第17号 令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第12 議案第20号 令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第13 議案第21号 令和8年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第22号 令和8年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧(空調・換気)工事(建築・機械設備)請負変更契約について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第18 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第9号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第10号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第11号 高鍋町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第12号 高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一

部改正について

- 日程第5 議案第13号 高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 令和8年度高鍋町一般会計予算
- 日程第7 議案第15号 令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第16号 令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第17号 令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第10 議案第18号 令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第19号 令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第12 議案第20号 令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第13 議案第21号 令和8年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第14 議案第22号 令和8年度高鍋町下水道事業会計予算
- 日程第15 議案第23号 令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負変更契約について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第18 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第19 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（14名）

1番 日高 正則君	2番 森崎 英明君
3番 橋 重文君	5番 春成 勇君
6番 兒玉 秀人君	7番 中村 末子君
8番 永友 良和君	10番 森 弘道君
11番 加藤 秀文君	12番 檜原 富子君
13番 松岡 信博君	14番 緒方 直樹君
15番 田中 義基君	16番 古川 誠君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 永友 優一君
議事調査係長 宮本 敦子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	黒木 敏之君	副町長	……………	早瀬 哲郎君
教育長	……………	奥村 昌美君			
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	……………				横山 英二君
財政経営課長	……………	野中 康弘君	建設管理課長	……………	芥田 賢治君
農業政策課長	……………	飯干 雄司君	農業委員会事務局長	…	杉 英樹君
地域政策課長	……………	山下 美穂君	危機管理課長	……………	宮越 信義君
会計管理者兼会計課長	……………				鳥取 和弘君
町民生活課長	……………	岩佐 康司君	健康保険課長	……………	井戸川 隆君
福祉課長	……………	杉田 将也君	税務課長	……………	濱本 生代君
上下水道課長	……………	松浦 郁雄君	教育総務課長	……………	日高 茂利君
社会教育課長	……………	濱本 明俊君			

午前10時00分開議

○議長（古川 誠） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○議会運営委員会委員長（緒方 直樹君） 14番。おはようございます。令和8年第1回高鍋町議会定例会におきまして、追加議案の提案が出されましたことから、3月18日午前9時30分より、第3会議室におきまして議会運営委員全員、議長が出席、執行部より、副町長、総務課長、財政経営課長の3名、議会事務局より、日程説明のため議会事務局長と補佐の2名が出席し、議会運営委員会を開催いたしましたので御報告いたします。

今回の追加議案が提案されます案件は、議案第23号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負変更契約について、以上1件であります。

執行部から説明を受け、質疑を求めたところ、委員から、議案第23号について詳細説明するよう求められました。その後、議会事務局より会期日程についての説明を受け、追加議案1件を追加提案することで委員全員の意見の一致を見ましたので、本日の日程に追加することを御報告いたします。

○議長（古川 誠） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、お手元に配付しました議事日程により議事を進めます。

日程第1. 議案第9号

日程第2. 議案第10号

日程第3. 議案第11号

日程第4. 議案第12号

日程第5. 議案第13号

○議長（古川 誠） 日程第1、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第5、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてまで、以上5件を議題といたします。

本件は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。おはようございます。総務厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和8年第1回定例会におきまして、総務厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について外条例の一部改正について1件、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算中関係部分についての4件です。

審査日程は3月10日、11日、12日、13日の4日間、委員7名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員出席の下、第3会議室にて審査を行いました。

なお、3月13日に、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、デジタル推進関係について株式会社デジタルラボたかなべの現地調査を行いました。

執行部から詳細な説明を受けた後、委員から質疑を受けました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を議案順に、説明趣旨と質疑について、その特筆すべき要件についてのみ報告させていただきます。

まず、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。令和7年人事院勧告を受けて、自動車通勤している職員で有料駐車場を利用している者に対して、令和8年4月から駐車場利用料金相当額を通勤手当に加えるよう法律が改正されたことに伴い、本町職員の通勤手当についても、国と同様の手当ができるよう条例を改正するものとの説明。

質疑に入り、質疑なし、討論を求めましたが、討論はなく、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、総務課から説明を受けました。行政事務連絡員報酬は、条例に基づき、均等割と町広報紙等の配布数に応じた戸数割の合計額を四半期に分けて支給しているのですが、令和8年4月からの広報紙デジタル化に伴い、戸数割の計算方法を見直す必要が生じたため、条例の一部を改正するものとの説明。

質疑に入り、委員より、配布世帯が年度中に増減した場合、行政事務連絡員に支給する金額に問題は出ないのかとの質疑に、増加により、予算に不足が生じる場合には補正予算を計上して対応したいとの答弁。

委員より、1,500世帯とした根拠はとの質疑に、行政事務連絡員に調査を依頼して、

報告いただいた世帯数を基にしているとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、福祉課から説明を受けました。乳児等通園支援事業は現行の幼児教育、保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位で利用できるものとして、児童福祉法において、乳児等通園支援事業を規定するとともに、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付として規定され、令和8年度より、全国の自治体で実施することが必須となったことから、本事業の運営に関する基準を定めるものとの説明。

質疑に入り、委員より、要支援家庭はどのようなことかとの質疑に、虐待行為や生活困窮家庭など、サポートが必要な家庭を指すとの答弁。

委員より、7施設が事業実施とあるが、それぞれの入所状況はどうなっているかとの質疑に、3施設は定員に近く、そのほか4施設は85%ぐらいの入所であるが、全施設ともゼロ歳、1歳、2歳は定員に余裕があり、事業をすることには問題がないとの答弁。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務厚生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3番、橋重文。おはようございます。

文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和8年第1回定例会におきまして、文教産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について及び議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算中関係部分についての3件です。

審査日程は3月10日から3月13日までの4日間、委員7名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記の事務局職員出席の下、第1会議室にて審査を行いました。

執行部から、議案予算書説明資料を基にタブレットを活用した詳細な説明を受けた後、委員から多くの質疑をさせていただきました。

それでは、審査の経過及び結果の報告を順に行わせていただきますが、報告するのは説明も質疑・答弁の内容も多岐にわたりますので、ここはその特筆すべき要件に絞って報告をさせていただきますことを御容赦願います。

まず、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について報告します。

農業政策課の所管になります。

今回の改正は東児湯消防組合のほうで火災予防条例が改正され、林野火災注意報の規定が施行されたので、林野火災注意報の発令が出た場合についても、火入れ中止を規定するものとの説明。

質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について報告します。

教育総務課の所管になります。

今回の改正理由は、本条例で定める高鍋町スクールサポートスタッフの報酬額を宮崎県が定めるスクールサポートスタッフの報酬単価と同様にするために条例の一部を改正するものとの説明。

改正内容は、本条例別表第3に定めるスクールサポートスタッフの報酬額について、現行の時間額1,000円から宮崎県が定めるスクールサポートスタッフ配置事業費補助金交付要綱に定める報酬単価と改めるものと説明。この際の報酬単価は、本県の最低賃金と同額の1,023円。

なお、今回の改正については、宮崎県最低賃金の改正に合わせて令和7年11月16日に遡って適用するとの説明。

質疑に入り、最低賃金が変わるたびに改正するののかとの質疑に、そのたびに改正する報酬額の改正になるが、今回の条例改正で今後は県の補助単価に合わせることにしているため、条例の改正はないとのこと。

令和7年11月16日に遡って適用するとはとの質疑に、3月の報酬額で差額の調整を

すると回答。

最低賃金に変わってないのはこれだけなのかとの質疑に、部活動指導員については、県の単価に合わせているとの回答。

質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長の議案第9号から議案第13号に関する質疑を全て終わります。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第9号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第10号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

全国で山火事が多く起こり、民家も巻き込まれる状況が発生しております。高鍋でも、この条例の周知を図ることを要望して賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから、議案第11号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第11号高鍋町火入れに関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第12号高鍋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第13号高鍋町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

現代社会はインターネット社会で、人と交流するチャンスが少なくなっています。その中では、虐待と外部には知られないこともあります。子どもも一定の年齢になると、スマホに子守という家庭も少なくないのではないのでしょうか。仕事を持たず、保育園と関わり合いの薄い家庭もあると思います。その方たちに保育園に行ける環境を整え、集団で生活する経験は貴重だと私は考えます。したがって、そういう環境をつくるために必要な支援事業と考え、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

暫時休憩します。

午前10時21分休憩

.....
午前10時21分再開

○議長（古川 誠） 再開します。

中村議員、どうぞ。

○7番（中村 末子君） すみません、「高鍋町特定乳幼児」と申し上げましたが、「乳児等」の間違いです。すみません。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第13号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第13号高鍋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第14号

○議長（古川 誠） 日程第6、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算を議題といたします。

本案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

総務厚生常任委員長の報告を求めます。委員長、日高正則議員。

○総務厚生常任委員会委員長（日高 正則君） 1番、日高正則。引き続き、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算中関係部分について報告させていただきます。

まず、上下水道課です。

令和8年度についても、積極的に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する啓発活動の推進と併せた補助事業の推進により、さらなる生活排水の浄化につなげていくことの報告がありました。その負担金補助及び交付金は、合併処理浄化槽への転換22基と単独処理浄化槽の撤去2基の補助分、合わせて1,132万8,000円を計上しているとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、合併処理浄化槽に移行する際は、トイレ以外の水回りも改修するが、その工事費用に対する助成はあるのかとの質疑に、合併処理浄化槽設置の補助金と合わせて、町は15万円を補助しているとの答弁。

委員より、撤去は2基分予算が上がっているが、2基分の予定が入っているのかとの質疑に、見込みで予算を計上している、過去の実績を見ても、2基分でいけるとの答弁。

委員より、転換の案内方法はどの質疑に、ホームページ、お知らせかなべなどで案内している。また、高鍋衛生公社にも周知をお願いしているとの答弁。

次に、財政経営課です。

令和8年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ109億9,700万円となり、骨格予算として、編成した前年度と比較して2億1,300万円の減との説明。

歳入の概要として、町税については、町たばこ税は売上本数の減少を見込んで減収を計上したが、町民税は所得の増加を見込んで増収、固定資産税は新築家屋の増加による増収を計上したことから、前年度と比較して8,978万7,000円の増となったとの説明。

歳出の概要として、総務費は、町議会議員選挙の増などにより、前年度比4,966万7,000円増、12億9,852万5,000円となるとの説明。

民生費は、7年度予算に計上した、なでしこ保育園改築の補助が減となり、前年度比3億3,967万7,000円減、39億88万1,000円となるとの説明。

商工費は、ふるさと納税推進事業費2億6,300万円の減などにより、前年度比1億9,026万4,000円減の11億1,358万円となるとの説明。

質疑に入り、委員より、新富町はF35B配置で再編関連訓練移転等交付金は増加していると聞かすが、高鍋町も増額しているのかとの質疑に、日米共同訓練の規模等で交付金は算定されている。今回は1,000万円程度を見込んでいる。また、この交付金は、令和

9年3月31日までの時限立法であることから、これからも継続して予算が取れるよう活動に取り組んでいくとの答弁。

委員より、町債の利率を年5%以内とした理由はとの質疑に、従来3.5%としていたが、昨今の社会情勢や金利上昇を考えると、利率5%ぐらいまで上がることも予想されるためとの答弁。

委員より、マイクロバス運転手がない理由はとの質疑に、繁忙期と閑散期が極端であることから、安定した給与が出せない状況であることから、募集しても決まらない現状である。今後も決まらない状況が続くようであれば、見直しも検討していくとの答弁。

次に、福祉課です。

歳出の概要として、社会福祉総務費は地域福祉関連の事務費等の計上している予算で、増額の主な要因として、高鍋町社会福祉協議会職員の人件費増加に伴う委託金及び町補助金の増額との説明。重層的支援体制整備事業はこども家庭センターに伴う経費、令和8年度よりこども家庭センターを開設、会計年度任用職員2名増員等に伴う増との説明。

子ども・子育て事業費は、高鍋町子ども・子育て会議運営に係る経費、乳幼児読み聞かせ、絵本作成業務委託の事業終了、おむつ負担軽減モデル事業の終了に伴う減との説明。

歳入の概要として、令和7年度、特段変わった内容はないとの報告を受けました。

質疑に入り、委員より、民生委員の地域との関わり合い方はとの質疑に、それぞれの地域の相談窓口として民生委員はいる、取り組み状況は多少の差はあるが、公民館長らと協力し、問題解決しているとの答弁。

委員より、老人福祉館の管理はとの質疑に、指定管理は社会福祉協議会が行っているとの答弁。

委員より、社会福祉協議会の窓口対応がよくなく、不信感を覚える。また、研修後のフィードバックができていないのではないかと。委託先として意識が低いのではとの質疑に、窓口対応については厳しく指導する。また、研修については実態を詳しく調査し、フィードバックできているかを確認するとの答弁。

次に、町民生活課です。

歳入の概要として、マイナンバーカードの交付事務に要する経費に、交付される個人番号カード交付事務費補助金1,402万6,000円計上。

歳出の概要として、令和8年度当初予算は、高鍋・木城衛生組合負担金の増などにより、歳出予算の総額は、前年度と比較して1,417万円、3.3%増加との説明を受けました。

質疑に入り、委員より、畜犬の登録手数料と狂犬病予防業務手数料があるが、小型犬については登録していない犬がいるがとの質疑に、登録や予防接種については、お知らせしたかなべ等で周知を図っているとの答弁。

委員より、不法投棄のごみ処理20万円減額となっているが、不法投棄が少なくなっているかとの質疑に、海岸漂着物の処理量実績に基づき算出した結果、減となったとの答弁。

委員より、戸籍クラウドの利点はとの質疑に、町でのサーバー管理が不要となり、火災

など災害が起きてもクラウド上にデータを残すことになるので、以前より安全性は高まるとの答弁。

委員より、不法投棄禁止啓発看板はどこに設置する予定かとの質疑に、不法投棄が多く見られるところと町民からの要望があれば設置する予定であるとの答弁。

次に、会計課です。

町民の財産であり、また、町全ての事業経費でもある公金を、出納、保管、支払いのための審査等を行う課として、適正で効率的な会計事務の執行を行うための経費の計上、諸収入として、預金利子が昨今の金利上昇傾向を踏まえ増額となるとの説明を受けました。

質疑に入り、質疑なし。

次に、総務課選挙管理委員会です。

歳入の概要として、前年度比8,542万7,000円の減、令和7年度をもってシステム標準化の環境構築が完了したことに伴い、デジタル基盤改革支援補助金が減額となったこと、令和7年度に国勢調査に係る委託金を計上していたことが減額の要因。

なお、デジタル基盤改革支援補助金は、国から直接ではなく、地方公共団体情報システム機構を介して補助されるものであることから、令和8年度より、歳入科目を総務費国庫補助金から雑入に変更しているとの説明。

歳出の概要として、前年度比1,981万4,000円の増、人事院勧告に基づく人件費の改定、退職手当負担金の増などの影響で一般管理費の増、地域DX推進費の増額などの影響でデジタル推進費の増、県知事選挙、県議会議員選挙及び町議会議員選挙の執行経費を計上していることが主な増額要因。予算の割合としては約64%が人事管理に係るもの、約26%が電算管理、デジタル推進に係るものとの説明を受けました。

質疑に入り、委員より、行政手続の完全オンライン化を目指すとなれば、住民票や戸籍謄本等も取得できるようになるのかとの質疑に、現在は、税証明や学校の欠席連絡などに限定されているが、住民票等についても今後の検討課題であるが、オンライン化できるようにしていきたいとの答弁。

委員より、通知ボットは土日関係なく職員に連絡が届くのか、急ぎの案件があった場合、負担にならないのかとの質疑に、土日も通知が来るが、その内容は相談などの通知ではなく、申請通知のみであるため負担はないとの答弁。

次に、健康保険課です。

重層的支援体制整備事業費は、相談支援等の事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業に関する経費、予防接種事業費は、町民に対して予防接種を行うことで、その病気に対する免疫機能を強化し、受けた方の感染症の発症や重症化を予防することに関する経費、健康づくりセンター費は、運動や調理など各種教室に会場の貸出しを行い、運動の習慣や食習慣の改善、心身の健康づくりやプールを活用した運動により、疾病予防や生活習慣の改善及び健康増進に関する

経費、老朽化が進むプール設備の大規模改修及び小学校の授業利用整備のため、実施設計委託料を計上したことによる増との説明を受けました。

質疑に入り、委員より、プール等の増築ほか改修とあるが、具体的な構想はどの質疑に、学校の授業として小学校にプールを利用させてほしいとの要望があることから、小学生用にトイレと更衣室を増設し、また、老朽化したプール設備の大規模改修をする予定であるとの答弁。

委員より、工事費は令和9年度になると思うが、町単独になるのかとの質疑に、町単独になる可能性は高いと考えるとの答弁。

委員より、8020運動では、民間の歯科医院の協力体制は構築できているのかとの質疑に、全歯科医院の協力体制は構築できている。また、乳児等の保護者にフッ素塗布券を配り、継続的に見てもらっている。なお、フッ素塗布は無料であるとの答弁。

次に、税務課です。

歳入の概要として、町民税個人均等割は、前年度と比較して約1.8%、52万1,000円の増となっている。個人所得割は、前年度と比較して約14.1%、9,834万3,000円の増となっている。法人均等割は、前年度と比較して約4.7%、289万3,000円の減となっている。固定資産税は、前年度と比較して土地が約0.7%、209万1,000円の減、家屋が約3.7%、2,206万7,000円の増、償却資産が約2.8%、666万8,000円の減、町たばこ税は、前年度と比較して5.1%、961万4,000円の減となっているとの説明。

歳出の概要として、税務総務費は前年度とほぼ変わらないが、eL TAX負担金の増加により、前年度と比較して約8.6%、69万1,000円の増となっているとの説明。

町税費の賦課徴収費は、町税の賦課徴収に係る経費で、主なものは申告システムや滞納整理システムなど、各種税務システムの使用料やプログラム修正等の委託料、固定資産評価業務委託料、税還付金となるとの説明。

質疑に入り、委員より、LINEでの証明申請は何件想定しているのかとの質疑に、今年1月までで23件であったことから、30件程度を見込んでいるとの答弁。

委員より、相続人調査システムを導入する理由はどの質疑に、相続人の特定、相続関係図の作成を容易にでき、時間短縮が図れるためとの答弁。

次に、危機管理課です。

歳入の概要として、交通安全対策特別交付金は、近年の実績に応じて予算計上しており、前年度と比較して約15.1%、50万円の減となっている。消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金は、洪水、土砂災害、ハザードマップの作成に係る補助金、今回は143万4,000円計上しているとの説明。

消費者行政強化交付金事業補助金は、センター運営事業費の減、補助メニューなどの変更などに伴い、前年度と比較して約10.1%、85万7,000円の減との説明。

自主防災組織育成事業補助金は、防災資機材の整備に関する補助金で、前年度と同額を

予算計上しているとの説明。

歳出の概要として、交通安全対策費は、新規で運転免許証自主返納者に対する支援事業に係る経費を計上している。前年度と比較して約8%、80万9,000円の増となっているとの説明。

消防施設費は、小型消防ポンプ3台及び小型ポンプ積載車1台を予定している。購入費用が増となったことから、前年度と比較して約17.8%、4,927万5,000円の増となっているとの説明。

質疑に入り、委員より、免許証返納の啓発はしているのかとの質疑に、町としては啓発はしていないとの答弁。

続けて、タクシーデマンド交通券の対象者は誰になるかとの質疑に、免許返納した方が対象であり、それ以外の方は対象外であるとの答弁。

委員より、新たに作成するハザードマップは、ガイド的な役割は兼ねていないのかとの質疑に、ガイド的では、その時々に対応に支障が生じる可能性がある。新たに作成するハザードマップは、更新された津波、土砂災害、洪水等を明記し、前回同様の様式とするとの答弁。

委員より、詐欺に遭った方からの相談はあったかとの質疑に、詐欺相談は数件受けている。消費生活相談センターでは、1名新たに加え、3名体制で強化を図り、啓発活動に力を入れていくとの答弁。

なお、PIONEERシステムで、今までの事例を見ることができるとの報告を受けております。

次に、地域政策課です。

歳出の概要として、令和8年度の当初予算は、前年度と比較して減少しているとの説明。

広報電子化に伴う印刷用紙等の費用、また、広報たかなべ作成業務委託料の減、地方バス路線維持費補助金の減、これらが主な要因との説明。

文書広報費は、お知らせたかなべや広報たかなべの広報紙発行に係る関係経費、ホームページの保守に係る経費などを計上しているとの説明。

企画費は、地域おこし協力隊の関連予算、移住定住促進などの地域活性化やまちづくりなどに関する経費を計上しているとの説明。

歳入の概要として、総務管理費補助金は、地方バス路線等運行維持対策事業費補助金、広域的コミュニティバス路線高鍋西都間の2路線3系統及び高鍋都農線に対する県補助金との説明。

若者・女性の移住促進住まい整備事業補助金は、市町村が実施する空き家バンクリフォーム等補助金、家財道具撤去費用、空き家バンク不動産登記等に対する県補助との説明。

質疑に入り、委員より、高鍋駅交流拠点施設管理業務委託では、具体的に何を行っているかとの質疑に、施設の管理と毎月一、二回のイベントをしているとの答弁。

委員より、地域おこし協力隊は何をしているかとの質疑に、所属は4名で、それぞれイ

ベント、求人サイト、移住の交流、そして空き家対策に取り組んでいるとの答弁。

委員より、空き家バンク家財撤去費用が20万円では少ないのではとの質疑に、補助率は2分の1であり、撤去費用は、仮に総額40万円であれば、最大20万円を補助することとなるとの答弁。

委員より、SDGs視察はどこになるのかとの質疑に、初めに延岡市を視察し、その後は九州管内でアドバイザーと相談して決めるとの答弁。

委員より、企業版ふるさと納税推進業務委託についての質疑に、ポータルサイトを活用した際の利用料分を予算計上しているとの答弁。

次に、議会事務局、監査事務局です。

会計年度任用職員の報酬、期末勤勉手当は、人勧による増、議員期末手当は、支給月数及び加算率が上がったための増、議員共済組合負担金は、負担率減のため減額、会議録編集業務委託は1ページ単価が上がったため増、議会だよりは当初予算では4,100部で計上したが、実際の配布枚数はお知らせしたかなべと合わせる事となる。また、新規事業として議会動画配信業務委託を計上し、6月議会より、本議会の初日、一般質問、閉会日の動画配信を行うとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、議会動画配信業務はどのように進めるかとの質疑に、見積競争あるいは入札等を行って決定していくとの答弁。

委員より、監査委員の報酬は増やしてもよいのではとの質疑に、周辺自治体を見ながら検討していきたいとの答弁。

これで全ての質疑を終了し、討論あり、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算中の総務厚生常任委員会関係部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 以上で、総務厚生常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、文教産業建設常任委員長の報告を求めます。

ここで修正案配付のため、ここでしばらく休憩いたします。10時55分より再開いたします。

午前10時46分休憩

午前10時56分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

委員長、橋重文議員。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 3番、橋重文。先ほどに引き続き、文教産業建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

なお、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、竹嶋橋関係部分に関わる費用については、3月11日の1日間、総務厚生常任委員会委員と連合で審査を、委員14名全員出席、説明のための担当課職員、要点筆記に事務局職員の下、第1会議室にて審査を行いました。

それでは、まず、農業委員会事務局です。

歳入は、農業委員会などに関する法律に規定する事務を円滑に処理するための農業委員会等交付金、農地の有効利用を図るための経費に対する機構集積支援事業補助金、農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するための農地利用最適化交付金、独立行政法人農業者年金基金から農業者年金に係る事務を受託していることに伴う農業者年金業務委託金、農地の有効活用を図るため、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社を介して、担い手農業者へ農地の集積を進める中で、所有権を移転する特例事業に関する事務を受託していることによる特例事業事務委託金などとの説明。

支出は、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬及び事務局職員の人件費、タブレット端末の通信料などとの説明。

質疑に入り、農業者年金を掛けている人はどのくらいいるのかとの質疑に、令和8年2月時点で44名との回答。

また、農地の売買状況はどうなっているのかとの質疑に、後継者がいないから買ってもしようがないという方が多いということで、売買は少ないとの回答。

次に、地域政策課です。

文教産業建設常任委員会部分は、商工観光関係部分です。

歳出です。令和8年度の当初予算は、前年度当初予算と比較して大幅に減少で、主な要因として、ふるさと納税寄附見込額を減額したことによる事業費の減によるものとの説明。

商工業振興費は、地域商社ふるさと納税推進業務及びまちづくり事業などに関する事業費、町内商工業の振興として、各種物産展の参加、商工業者と連携した事業展開、その他中小企業の支援などに係る事業費、その他企業誘致推進等に係る予算を計上。

地域活性化業務委託料は、令和8年度より、地域商社株式会社マチユメミライにふるさと納税業務を委託する予定としており、令和8年度の寄附額を現在10億円と想定としており、その6.3%に当たる6,300万円を委託料として計上。

ふるさと納税推進事業費は、令和7年度までふるさと納税に係る経費として、報酬、職員手当など、消耗品、返礼品の配送料、ポータルサイト使用料やクレジットカード決済に係る手数料、中間事業者に対するふるさと納税推進業務委託料など、事業に必要な金額を計上してきたが、令和8年度より、これらの費用を全て地域商社で支払うこととなるので、ふるさと納税管理業務委託料として、寄附額10億円見込みに対し、これまでと同様に必要な経費を算出したとのこと。

観光費は、スポーツキャンプ、観光イベント、観光施設などの維持管理及び観光協会の事業運営に係る経費を計上。

観光協会運営費補助金です。

観光協会において、職員2名体制で業務を担っているが、本町の観光振興を今後も持続的に推進し、観光協会が安定した組織体制の下で役割を果たしていくために、観光振興に専念できる体制の強化が不可欠であるとの判断から、令和8年度からは新たに人件費350万円を措置し、組織の安定化と観光振興のさらなる強化に向けた体制を整えたいとの説明。

歳入は、日本遺産南国宮崎の古墳景観活用協議会事業費に対する国からの交付金である地域未来交付金、また、ふるさと寄附金で令和8年度寄附目標額を10億円と設定との説明。

質疑に入り、ふるさと納税業務の委託料6.3%であるが、10億円を下回った場合はどうなるのかとの質疑に、ふるさと納税寄附額の6.3%の率でやってもらうとのこと。

地域商社の事務所はどこを予定しているのかとの質疑に、商工業者が行きやすい場所、役場と近いなど、連携が取りやすいことから、今年2月から商工会館2階に設置しているとのこと。

次は、建設管理課です。

歳入では、社会資本整備総合交付金として道路橋りょう費補助金を計上。

防衛施設周辺道路改修等事業補助金として、昨年度まで茂広毛平付・高岡線道路改良事業を計上していたが、その路線が完了するので、新規路線として川田・竹鳩線道路改良事業の防衛省補助金を計上。

住宅費補助金、社会資本整備総合交付金は、木造住宅の耐震化など、住宅建築物安全ストック形成に係る補助金と舞鶴団地外壁等改修設計に係る補助金を計上。

建築物耐震改修等補助金は、木造住宅の耐震化などに係る県の補助金を計上。

河川費委託金は、国交省が管理の小丸川、宮田川に設置されている水門などの操作委託金を計上。

歳出では、工事請負費法定外公共物維持整備工事は、防草工事、防草シート設置工事を計上。

道路維持に係る備品管理費として、集草機とハンマーナイフモアラジコン草刈り機の購入を計上。

羽根田・北牛牧線道路改良工事は、継続事業として計上。

防衛施設周辺道路改修等事業費は、補助を受けて、新たに川田・竹鳩線道路改良工事を行う予算で、旅費、消耗品及び測量設計等委託料を計上。

都市計画総務費として、立地適正化策定業務委託料を計上。

質疑に入り、川田・竹鳩線道路改良工事を行う予算は、内示後の6月に予算計上でもいいのではないのかとの質疑に、単年度でやりたいことから6月補正に計上するとその後のスケジュールが遅れるので、今回の当初予算でお願いしたいと思っているとの回答。

また、広報たかなべで、竹鳩橋架け替え事業に関する意見を受け付けていたが、どのよ

うな状況かとの質疑に、2月21日までにQRコードでの意見183件、電話での意見14件、合計197件と回答。

ハンマーナイフモアラジコン草刈り機は、道路あぜなどにも対応できるのかとの質疑に、大丈夫との回答。

その草刈り機だけで草刈りは賄えるのかとの質疑に、ハンマーナイフモアラジコン草刈り機だけでなく、これまでどおり、会計年度任用職員やシルバー人材センターでの作業をしていくとの回答。

団地建物内の部屋の改修はどのように考えているのかとの質疑に、補助金等使えないか考慮し、検討していきたいとの回答。

次は、上下水道課です。

上下水道関係は、都市下水路の管理に関する予算と一般会計からの下水道事業会計への繰出金に関する歳出予算とのこと。

都市下水路については、雨水等の排水を阻害する堆積土砂や草木などについて、常日頃より現場管理を行い、状況に応じた効果的な作業計画と複数年度のローテーションでの作業計画によりしゅんせつ作業等を行っており、令和8年度についても随時現場確認を行いながらしゅんせつ作業を行い、都市下水路の維持管理に努めていく予定との説明。

令和8年度では、4路線6か所について、しゅんせつ等の作業を計画との説明。

また、一般会計からの下水道事業会計への繰出金を計上。

質疑に入り、4路線6か所におけるしゅんせつ等の作業はこの予算で足りるのかとの質疑に、予算編成時点で路線を全て確認し、予算範囲内であるとの回答。

次は、社会教育課です。

歳出です。公民館費の受託料では、蚊口地区学習等供用施設の改修工事を進めるに当たり、基本設計業務委託費を計上。

社会教育総務課の補助金のコミュニティ助成事業は、毎年申請している一般コミュニティ助成事業とは別に、自治公民館の建て替え事業に関する助成金を計上するもの。

一般文化財保護費の文化財の保護に係る経費で、高鍋神楽が国の重要無形文化財に指定され、そのPRをするための事業を計上。

文化振興費の受託料は、音楽アーティストの地域おこし協力隊委託を計上。

歴史総合資料館費の委託料として、資料館の空調設備や照明器具の改修工事のための設計委託を計上。

美術館費の工事請負費として、空調設備改修工事を計上。

保健体育総務費の負担金補助及び交付金として、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」の実行委員会への負担金を計上。

歳入です。コミュニティ助成事業で、一般コミュニティ事業が100%、コミュニティセンター助成事業が5分の3の補助事業費を計上。

県補助金の国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金を計上。

質疑に入り、高鍋の学校教育を考える会の提言では、中央公民館の改修工事の話が出ていたが、どのように考えているのかとの質疑に、役場の庁内会議の中でしっかりと精査して、今後、煮詰めていくとの回答。

今回、美術館の改修工事が計画されているが、空調だけでなく、ほかのものも一緒に改修したほうがよいのではとの質疑に、一度に改修すると相当経費がかかるので、順次やっていく方向との回答。

蚊口学習等供用施設の改修内容はとの質疑に、2階のトイレ、バリアフリー化、駐車場、照明、空調設備、浄化槽との回答。

次は、教育総務課です。

令和8年度当初予算における歳入、歳出の総額は、骨格予算として再編された前年度の当初予算との比較では大幅に増加との説明。

歳入です。増加の主な要因は、西小学校第2棟空調更新整備工事に係る防衛施設周辺対策事業費補助金、西中学校防音機能復旧事業、西中学校防音機能復旧事業並びに東中学校の防音機能復旧工事实施設計に係る同補助金のほか、小学校の学校給食費負担軽減のための県補助金、スクールソーシャルワーカー配置補助金などを計上。

歳出です。増加の主な要因は、令和7年度から新規事業として取り組んでいる先人たちの生き方に学ぶ人づくり・まちづくり推進事業を含む教育推進事業費、西小学校・西中学校の防音機能復旧工事に係る費用及び東中学校防音機能復旧実施設計に係る費用を含める学校管理費3校分ほか、小中学校の給食費無償化に係る学校給食会補助金などを計上。

質疑に入り、東西小中学校における防衛施設周辺事業はあと何年で完了するのかの質疑に、西小学校は令和10年度、東中学校は令和11年度、西中学校にあつては令和8年度に工事が完了する予定、東小学校の工事は終了しているとの回答。

学校給食費の単価はとの質疑に、積算は日額で、小学校が290円、中学校が355円で、実費で月に割り戻したら5,200円に収まるとの回答。

部活動指導員配置事業補助金では、東中・西中各3名計上されているが、部活動の種目はどうなっているのかの質疑に、東中は柔道部1名、男女ソフトテニス各1名、西中は男子公式テニス部、サッカー部各1名、1名は未定との回答。

最後に、農業政策課です。

歳出です。農業振興費として、高温となるビニールハウス内の温度上昇を防ぐ塗布剤、遮光シートの導入に対する園芸ハウス暑熱対策資材導入支援補助金を計上。

環境保全型農業推進費として、高鍋町、新富町、木城町、農業用廃プラスチック適正処理対策推進協議会の負担金と、生分解マルチの導入のための補助金を計上。

農地費は、農業用排水路等の施設の維持管理、農業政策課が所有する施設、公用車などの維持管理に要する経費、土地改良団体等への負担金などを計上。

現在、一ツ瀬川土地改良事業の施設更新作業が行われており、この事業が令和14年度の完了目標となっており、この完了後に、国営事業費の負担金を国に納めることとなって

いるが、労務単価、資材単価の上昇により総事業費が改定されたので、積立金を令和7年度よりも増額し、一ツ瀬川土地改良事業費として、国営土地改良事業償還金基金積立金を計上。

令和8年度建設改良費として、送水ポンプ更新、送水管更新する事業費増の一ツ瀬川営農飲雑用水広域水道企業団事務経費負担金も計上。

農村公園管理費として、四季彩橋撤去工事実施設計業務委託、宮田親水公園木橋補修工事も計上。

源泉施設管理費は、高鍋温泉めいりんの湯に供給する温泉の源泉施設に関する経費を計上。

健康増進費として、健康増進のため、温泉入浴料助成金を計上とのこと。

歳入です。行政財産への自動販売機設置に伴う目的外使用料及び農産物加工施設のコイン精米機の使用料を計上。

質疑に入り、宮田親水公園木橋の工事はどのような工事をするのかとの質疑に、板を張り替えてやり直す工事になると回答。

生分解マルチの導入費用補助金が減少しているがとの質疑に、昨年の実績により、減としたとの回答。

オーガニック食材利用促進補助金は、栽培者のめどはついているのかの質疑に、現在は1名だが、別に2名が無農薬無化学肥料栽培に取り組んでいるとの回答。

健康増進のための温泉入浴料助成費は、経営を援助するような制度ではないかとの質疑に、町民に対する助成と考えていると回答。

以上で全ての審査を終え、まとめに入りましたが、討論の前に、委員より、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算について修正の動議が発せられ、歳出の土木費道路橋りょう費、道路新設改良費、防衛施設周辺道路改修等事業費、普通旅費16万5,000円、消耗品費60万円、測量設計委託1億780万8,000円の削減を求め、修正案の提出内容、提案理由の説明がありました。

続いて、修正案に対する質疑を求めたところ、竹鳩橋を架け替えることについては賛成なのかとの質疑に、そのとおりだが時間的な余裕を持って行うべきとの回答。

財源確保ができればよいのかとの質疑に、やはり学校関係を先にやるべきで、計画を立て、余裕があれば竹鳩橋架け替えとの回答などの質疑があり、討論を求めたところ、修正案に反対者から、竹鳩橋架け替えについて、町長が説明会を開催することの有無にかかわらず、竹鳩橋架け替えの判断をするものではない。人の命には代えられない。また、町民が以前から竹鳩橋架け替えを要望しており、架け替えすることによる安全性、大きな補助率を考えると今しかないとの討論があった。

一方、賛成者の発言から、議会として議長名で、議会議員の総意として説明会開催を要望しているのに住民説明会開催を計画せず、住民への丁寧な説明を拒否している。財政状況で財源確保ができるのか心配。また、橋を架け替えるためのメリットしか言われなくて、

デメリットがあることは言われていない。竹鳩橋架け替えの要望が多いという意見よりも、学校建て替えの要望のほうが多いなどの討論があった。

修正案の採決に入り、賛成と反対の意見が同数であったため、委員長裁決に修正すべきものと決しました。

また、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算の修正部分を除く部分については、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、文教産業建設常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時20分休憩

.....
午前11時22分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 建設管理課のところで、道路維持に係る「備品購入費」を「備品管理費」と言ったそうであります。それと、社会教育課関係の「社会教育総務費」のところを、「社会教育総務課」と言ったそうです。その中の文化振興費の「委託料」を「受託料」と言ったそうです。それと、教育総務課のところで、学校給食の給食費のところではありますが、「実績」を「実費」と言ったそうでありますので、その部分を訂正させてください。

○議長（古川 誠） 以上で、文教産業建設常任委員長報告を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。事前に出しておりましたので、答弁もいただいておりますけれども、それも併せて質疑を展開したいと思います。

温泉利用健康増進助成では、補助金とは違うと思いますが、約1,300万円となりますので、これでは町第三セクターが運営していたときと同じ状況で、なるのではないかと思います。町民に対する助成と考えているという報告がありましたが、第三セクター運営時も、町が補助していた理由は町民への助成でありました。

集草機、雑草刈り機導入については、職員が使うとの答弁がありましたが、それでは、町道などの管理に関して、人員が不足する可能性が出てくると考えますがと当初は申し上げておりました。報告にはありましたが、これでどのくらい進捗するのかということについては報告がありませんでしたので、そのことを併せて答弁をお願いしたいと思います。

また、草が生えるのは、月が集中していますので、それに対応できるような人員配置はできるのか、また、1台しかなければ、町道などの管理できない状況も出ると思います。が、どうでしょうか。

商業関係では、町なか寂れてしまい空洞化している状況ですが、打開策は考えているのかと質疑をしましたが、答弁は対策があるとは思えない状況でした。

空き店舗に対しての導入店舗の案はあるのかないのかということをお前は事前に質疑を行いました、相談をと書いてあるだけで後は書いてありませんので、そのところを詳細に答えていただきたいと思ひます。

コミュニティ助成事業の伸びがありますけれども、公民館建設などが予定されているのかとの質疑に対しては、執行部への質疑に対しては、青木地区から提出されているということでございましたが、どのような資格を持った地域となり、また、それをどのように活用していくのかを知りたいのですがという質疑を行いました。これからも元気のある地域では、コミュニティのための公民館建設が進めばありがたいです、お手本になるものだと思いますので、詳細を知りたいと思ひ、質疑をいたします。

また、観光協会への補助増については、どのような内容かということが、質疑を行いましたけれども、プロモーション活動というふうにありました。どのようなプロモーションを行っていくのか、そのことについて説明をお願いしたいと思ひます。

委員会では修正とありました。修正の内容についてはタブレットに入ってきましたので分かりましたけれども、審査の経緯については報告がありましたけれども、詳細ではないと思ひます。そして意見が、賛成反対の討論の中で意見が出てきたようでございますけれども、その内容についても一部しか報告されていないと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 誠） 委員長。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 今、中村議員の質問について、お答えさせていただきます。

まず、温泉利用健康促進助成金であります、これはメモリードに補助するわけではなくて、町民に温泉利用料の一部を援助するということとの説明がありました。（発言する者あり）はい。（発言する者あり）だから、（発言する者あり）はい。（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時28分休憩

.....

午前11時29分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 只今の中村議員の件についてはですね、（発言する者あり）はい。（発言する者あり）よろしいですか。その運営していたときと同じ条件になるかというのは、ちょっと審査、質問しておりませんが、この助成金は全て使わなければ、住民が使わなければ返すという回答をいただいております。だから、足りなければ、また増額するかもしれませんが、それはまだ分かりませんということでありました。

よろしいですか。次の草刈り機の件ですかね。草刈り機の件は、先ほど委員長報告の中でも言いましたが、草刈り機だけで賄えない場合は、これまでどおり会計年度任用職員や

シルバー人材センターでの作業をしていくということでもあります。

それと、商業施設の件ですかね。これは質問したところ、相談があったらそのときにしてくださいということでありました。

それと、コミュニティ助成事業の公民館の分ですが、これは、どの公民館でも申請はできるということで、だから資格とか関係ないということでありました。

観光協会の分ですが、先ほどの委員長の報告でもしましたけど、現在2名体制で業務を担っておられますが、本町の観光振興を今後も持続的に増進し、観光協会を安定した組織体制の下で役割を果たしていくために、観光振興に専念できる体制の強化が不可欠であることから、新たに人件費350万円を措置して、組織の安定化と観光振興のさらなる強化に向けた体制を整えたいということでありました。（発言する者あり）はい。どういうプロモーションかということですかね。だから、（発言する者あり）だから、組織の安定化と観光振興のさらなる強化に向けて今から考えていくということだと思いますけど。

（発言する者あり）

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

.....

午前11時33分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） プロモーションの内容については、聞いておりません。

それと、最後の修正案のところの件ですが、あと、修正案に反対者の意見としまして、3年後に同じ補助金で防衛省補助金があればそれでもいいが、それはないと思うので、今回、防衛省の補助申請を行うべきとの意見がありました。

あと、それと、学校建て替えを先にと言われますが、文部科学省の補助を受けて建て替えを行う場合は、1学年3学級以下でないと補助を受けることはできないという基準があることから、早急に建て替えを行うことにはならないとの意見もありました。

あと、同じようなことがずっと繰り返されておりましたので、もうそれで終わりました。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私は事前に出してほしいという意見の申合せ事項があるから、これ事前に出したんですよ、今、質疑したことの内容については。だったら、委員会でどんな議論を行えばいいのかを私に詳しく聞けばいいじゃないですか。それで議論が深まり、委員長報告にもきちんとしたものができるはずなんです。だからそれがなされていない。いっちゃが、それは議論しろなんて言えばいっちゃが、隣、ちょっと聞こえてきたので、私、残念な思いがします。議論をしないで議会の役割が果たせるんですか。

じゃあ、再度質疑しますよ。温泉利用の促進については、私は第三セクター時も同じ内容だったんですよ、町民への補助。だけど、メモリードが購入された以降については、町

民の人たちが通う上で、少しでも安ければ、それは当然、経営学なんですよ。安ければ、町民の皆さん、町外の皆さんも行っていただける。経営学の中で値段をどう設定しなければいけないのかということは、それはメモリードが考えることであって、町が考えることではない。第三セクターと同じであれば、第三セクターにしておいたままでよかったですか。温泉の源泉管理もこっちが行っているわけだから。買っていただきましたって悠々とあのとき言われましたけど、こういう事態になるのではないかということは私は予想してましたよ。だから、そういう予算を出さないでくださいよ、まず執行部に、お願いしたいのは。まあ、いいですよ、執行部への質疑じゃないから。だから、そのことについても、なぜ議論をしなかったのか、そこのところを答弁していただきたいと思います。

それから、集草機、雑草刈り機導入のことについても、確かに答弁がありました。しかし、私は、今までもちゃんと管理ができていないから質疑を行ってきたわけですよ。今度、集草機と雑草刈り機がどんな働きをしてくれるのか、会計年度任用職員がどんな働きをしてくれるのか、やはり委員会の皆さんは質疑をすべきでしょう。今までと同じだったら、何もこんなものを入れる必要がないじゃないですか。私は、だからそういうことを議論するのが議会だと思っています。だから、今までも一般質問でいっぱい出てきました。こういうのを買って、もっと土手やらも清掃してほしいということがありました。だから、今度の集草機、雑草刈り機については、私、お伺いしたところ、斜めの土手に対しても、きちんと切れるような、すばらしい性能を持ったものであるそうです。

だから、やっぱりそういうものをしっかりと、どのようにしていくのかということ、使いこなしていくのかと、また職員は一体どのような時間に、また草が生える月というのは私たち正ヶ井手での公民館でも2回刈らないとできないんですよ、夏場は、伸びちゃってるから。だから、その夏場で集中する草刈り機、冬場に開いてるわけじゃないんですよ。集草機、雑草刈り機、これの導入、そして、今、シルバー人材センターは、人員が少なくて民間へはほとんど行けてない状況なんです。このことを考えたときに、もう本当に会計年度任用職員はじめ、本当は職員全部が、建設管理課の職員全部が行かないといけないような状況なんです。だからそれをきちんと審査の中で議論をして、そして報告をしていただく。私は事前に出しているわけだから。だから、そういうふうにしていただきたいと思うんです。

そして、商業関係のところでも、相談があったら来てください。もうあれだけ寂れた商店街をどうやって再生するのかということ、空洞化している中、どんな気持ちで私がこれを質疑に入れたと思います。本当に、どうにかならないかという思いでやっているわけですよ。だから、委員会ではもっと、私に聞いてでもいいから、きちんと報告がしていただけるような内容をしていただけたらと思います。相談があったら来てくださいではなく、それ以降の質疑については、質疑があったのかなかったのかお伺いします。

コミュニティ助成事業の伸びということについては、これは公民館建設については、ちゃんと資格を持った団体でないとなかなか補助できないんですよ。だから、それはもうち

やんと知っていますので、どういった資格が必要なのかとか、多分、聞いていらっしゃると思いますよ、聞いていらっしゃるんです。報告されていると思いますよ。だから、それを答えていただければよかったですよ。

そして、観光協会への補助増については、どのような内容かと。今、2名体制だから、これを3名体制にするとかいう報告はなかったですよ。2名体制のままで専念する人を350万円出すのかというふう聞こえてきたから、2名体制を3名体制にするのかしないのかということをはっきりお答え願いたいと思います。

修正案については、私はこれぐらいで終わりたいと思いますので、もう答弁は結構です。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時47分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 先ほどの回答であります。まず、温泉の第三セクターのことについては、やっております。

そして、次の草刈り機のところの会計年度任用職員の働き方のことについては、討論していません。機械ですね、機械。

それと、商業関係のところではありますが、これは質疑はしていません。

それと、コミュニティ助成事業の公民館の件ですが、これは建物登記ができれば、どこでも可能ということでありました。

それと、観光協会の補助金、補助増については、3名体制にしたいということで人件費を上げておりますが、必要ないときには返すということであります。

○議長（古川 誠） ほかに質疑ありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 質疑というよりも、要望です。

○議長（古川 誠） 要望は控えてください。

○7番（中村 末子君） いや、要望を質疑と一緒にしてください。というのは、私は事前にこの質疑を渡しております。今、兒玉議員とお話をしたら、事前にこの質疑の……

○議長（古川 誠） 中村議員、ちょっと。

○7番（中村 末子君） ちょっと待ってください。

○議長（古川 誠） またないです。

○7番（中村 末子君） いや、だから、質疑を入れますから、ちょっと待ってください。質疑を入れますから。

○議長（古川 誠） 質疑だけお願いします。

○7番（中村 末子君） いや、いいです。

○議長（古川 誠） 自己の意見は結構なので、質疑だけしてください。

○7番（中村 末子君） いや、何でもか言ったら、いや、だから……

○議長（古川 誠） 質疑をしてください。

○7番（中村 末子君） 質疑をしますよ、当たり前でしょう。だから。

○議長（古川 誠） 簡明に質疑してください。

○7番（中村 末子君） いや、だから、兒玉議員と、いやいや、ごめんなさい。私はほかのところの委員と言ったことを、これを渡しといていただければ、もっと深く議論できたのというふうにあったんですよね。だから、商業関係では、先ほどから答弁がありました。相談があったら来てほしいと、これ以上の質疑はありませんでしたということが言われました。そして、集草機、雑草草刈り機についても議論を十分されたと思うんです。だから、私は、その議論の内容を、できれば時間がかかってもいいから、みんなが安心できるようにしてくださいというだけのことなんです。だから、議論があった内容をしっかりと、長くなってもいいから報告していただだけませんか。（発言する者あり）

○文教産業建設常任委員会委員長（橋 重文君） 草刈り機のところでありますが、草刈りだけでは賄えないと思いますので、ハンマーナイフモアラジコン草刈り機だけでなく、これまでどおり会計年度任用職員、そしてシルバー人材センターで作業をしていくということであります。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

以上で、文教産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

ここでしばらく休憩いたします。13時10分より再開いたします。

午前11時51分休憩

午後1時08分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。8番、永友良和議員。

○8番（永友 良和君） 8番。議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

まず、総務費では、運転免許証自主返納支援事業、土木費におきましては、日高議員と提案してきました新たな草刈り機、これは残念ながらトラクターとモアではありませんでしたが、それに相当する能力であるとの説明を受けました。そして、農林水産業費では、園芸ハウス暑熱対策資材導入支援事業、露地農家への生分解マルチ支援事業の継続、これらは農家の人たちにとって大変ありがたい事業であります。

また、めいりん温泉の入浴料の補助、住民サービスにつながる補助であり、ロコミで広がれば、温泉利用客も増えるのではと考えております。

以上のようなことから、細かな予算を組んでいただいたことに感謝いたします。

そして、川田・竹鳩線の道路改良事業の測量設計委託についても、この竹鳩橋につきましては、架け替えにつきましては、期成同盟会が立ち上がった時代から、ときから、多くの町民の願いであったと認識しております。現在では、賛否両論あるかもしれませんが、南海トラフ地震あるいは津波等も心配される中、町民の避難道はもちろん、本町の右岸と左岸を結ぶ大切な役割、また、東児湯消防署も隣接していることから、災害時にも今までより時間短縮できることから、町民にとって命の橋になると確信しております。

なお、今回、小中学校における、関する提言書が提出されたことから、修正案が委員会に提出されたときの説明の中で、学校整備のことを心配されてくださったことは大変ありがたく思っております。

最後になりますが、まだ申請は出ておりませんが、ここまで来るまでには、町長はじめ関係の職員の皆さん、そして防衛省はじめ九州防衛局の皆さんが一生懸命になって動いてくださったことに心より感謝申し上げますとともに、町長が開催すると言われました説明会においては、賛否両論出されると思いますが、反対の意見もしっかり受け止めていただき、お願いすることは心からお願いするような、誠心誠意の住民説明会であることを大いに期待し、賛成の討論といたします。

○議長（古川 誠） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、橋重文議員。

○3番（橋 重文君） 3番。原案に賛成者の発言をいたします。

議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算に関しましては、文教産業建設常任委員会委員長として原案否定の報告、つまり修正案の発議を行いました。修正案の発議を行った理由は、先ほど報告した様々な理由からであります。

私は、前職は消防職員であります。竹鳩橋架け替えについての重要性は十分に理解しているつもりであります。修正案発議の中の理由に入っておりました、高鍋町民及び高鍋町議会議員の総意として、竹鳩橋架け替えの説明会の開催を黒木町長に要望したにもかかわらず、かたくなに拒まれていたことから、委員会では原案反対、つまり修正案に賛成をしたものであります。しかしながら、田中議員の一般質問の中で、竹鳩橋架け替えの住民説明会は行わないのかとの質疑に、黒木町長より住民説明会を行うとの回答がありました。

普段の定例会では、一般質問が終わった後に各常任委員会審査が行われますが、今回は町長の施政方針があるため、各常任委員会審査が行われた後に一般質問が行われました。これが、先に一般質問が行われ、竹鳩橋架け替えの住民説明会は行わないのかとの質疑に、住民説明会を行うとの回答があれば、私としては修正案に賛成することなく、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算原案に賛成することとしておりました。したがって、私は竹鳩橋架け替えについて反対する理由がなくなったことから、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算原案に対して賛成といたします。

なお、黒木町長が回答されましたように、防衛省への補助申請前にしっかりと町民への丁寧な住民説明会を開催されることを願います。

また、今回、原案が可決された場合、防衛省への補助申請前にしっかりと町民への丁寧な住民説明会が開催されますよう、附帯意見をつけるよう要望いたします。

○議長（古川 誠） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算修正案について、賛成の立場で討論を行います。

町長は、拙速的に竹鳩潜水橋架け替えの予算を計上してまいりました。調査予算が計上後の動きは、議会からの要求項目であった説明責任を果たすこと、住民説明を十分に行うことの約束が果たされておりません。このことが議会と町長との間の溝を深くしてまいりました。

それと、橋議員が討論をいたしました。田中議員の一般質問への答弁で住民説明会を行うということを答弁をされました。しかし、予算が通った後は説明会ではございません。報告会です。この問題は、住民からの要求をこそくなくやり方でお茶を濁してきた町長にあります。住民も議会も賛成と言える環境をつくれてこなかった町長にあります。町長選挙に出る人がいなかったから、自分の意見は全て通るというおごった考えは許すべきではないと考えます。

防衛省の誰と会い、どんな約束が交わされたのかなど、秘密裏に事を進められたことは、二代表制を欺く行為としか言えません。竹鳩潜水橋が架け替えられることになっても、住民に説明せずに強引に事を進め、財政逼迫をつくり出した町長と町議会として、禍根を残すものと言わざるを得ません。

私は、36年の議員生活の中で、一番、竹鳩潜水橋架け替えを望んだ人であると自負しています。しかし、その気持ちは、ふるさと農道整備事業での実現が、都市計画道路があるために農道へと変更できなかったために、当時の執行部と町長の町民を横に置いた状況、本当に今でも涙が出ます。あのときは90%補助でできるということを私は農林水産省の方からきちんとお約束をしていただいていたんです。私は、橋が架かる頃にはもうこの世にはいないと思います。借金は延々と続きます。ふるさと納税の30億円の実現を目指していますが、これも新しくできた会社へと移行されました。30億円のうち、高鍋町に残るのは15億円、毎年かかる子ども医療費負担分、約7,000万円、ほかに町独自の政策にも大きなお金がかかります。どこをどう削るのか、それは職員を減らすしかないという結論に達する、そんな気持ちが、私は本当に、これは絶対阻止しなければならないという気持ちで、今、修正案に賛成の討論を行っております。

しかし、町長も含め、今ここにいる議員のほとんどが借金返済時にはいないかもしれません。こんな無責任な計画は決して容認することができません。本来なら賛成できない温泉売却時には、これで赤字だった温泉を手放すことができるという町長の一言で、メモリード様への売却が可能となりました。それでも、温泉管理の費用は、源泉を持っている

以上、高鍋町が維持管理の費用を持たなければならない上に、補助までする予算を計上されたのであれば、町予算に与える影響は計り知れません。

ほかの予算についても、商工会議所への家賃支払いなどについても、商工会議所との密月予算に対して気になることは多々あります。せめて、竹嶋潜水橋架け替えについて、住民説明会をはじめ、住民も議会議員も納得して全員一致でやろうという状況をつくり出せなかったことは、非常に残念であると言わざるを得ません。

それともう一つ、自治体DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションについて、見えていない部分が多く存在いたします。一般質問でも申し上げましたが、再度、討論に加えます。国がデジタル推進を強力に行う背景には、人材不足を補い、デジタル企業へのそんたくと言わざるを得ません。本来なら、DXデジタルトランスフォーメーションのことについて、経済産業省は2025年までに達成しなければ、最大12兆円の経済損失が発生する可能性を警鐘しています。AIへ質問いたしました。DX化するには基礎的な知識が必要だと思いますがとの問いに、土台のない家に豪華な家具を置くようなもので、結局は使い果たせずに失敗すると答えています。アナログな基礎知識がなければ、何もならないと答えています。

書かない窓口の導入、スマホを使えない方でも役場の窓口にくれば職員が聞き取りをしながらシステムに入力、内容確認を本人が行い……

○議長（古川 誠） 中村議員、予算のことについて、討論。

○7番（中村 末子君） いいじゃない、討論なんだから。討論は制限ありません、議長。

○議長（古川 誠） 修正でしょう、だって。

○7番（中村 末子君） だから、修正案に賛成するんだから、討論には制限はありません。スマホ教室を各地域公民館で行うことが可能となる。また、デジサポとして、地元の学生やボランティアが高齢者の分からないをサポート、対面で行うことで高齢者と若者の交流ができてくる。また、若者向きの複雑な画面ではなく、高齢者でも操作できる工夫が必要である。例えば、ボタンを大きくする。

○議長（古川 誠） 中村議員、中村議員、修正案に賛成なん……

○7番（中村 末子君） 賛成の立場でって言ったっちゃから。

○議長（古川 誠） ということは、原案に、それを除く……

○7番（中村 末子君） だから、原案には……

○議長（古川 誠） 賛成ですよ。

○7番（中村 末子君） 賛成できない部分がいっぱいあるということを書いてるんです。

○議長（古川 誠） そしたら、修正案を出さなきゃいけないんですよ。

○7番（中村 末子君） だから違うって。そういう、だけど、それでも、それでも竹嶋潜水橋の架け替えについて反対をせざるを得ない状況だから……

○議長（古川 誠） いや、そうだったら修正案を出してください。

○7番（中村 末子君） いや、反対せざるを得ない状況だから、私はこれらのことには目をつぶりますということを行っているだけ……

○議長（古川 誠） いや、目をつぶらないで修正案を出してください。

○7番（中村 末子君） いいじゃないですか。何で議長はそんな、人の修正案に対して、賛成に対して口を挟むんですか。私はそれが、もう議長は今までずっとそうやって口を挟んできましたよ。

○議長（古川 誠） 仕事なの。

○7番（中村 末子君） 仕事じゃない。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時24分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

○7番（中村 末子君） スマホ教室を各地域公民館で行うことが可能となる。また、デジタルサポとして地元の学生やボランティアが高齢者の分からないをサポート、対面で行うことで高齢者と若者の交流ができてくる。また、若者向きの複雑な画面ではなく、先ほども言いましたが、高齢者でも操作できる工夫が必要である。例えば、ボタンを大きくする、音声入力に対応する、なじみのあるLINEなどを使うことで学習コストが低いツールを使うことによるDXが高齢者でも使いやすいものを選択できる。家族や民生委員による代理申請や職員がタブレットを持って自宅を訪問し、その場で手続を完結できるサービスも必要となる。自治体DXの本質は、ITそのものではなく、ITを使える利便性を向上させ、浮いた時間や人員をサポートが必要な人への手厚い支援に回すことのリソース、資源、財源、手持ちの持ち駒、職員の時間と手もどこに割り当てるのかということ。若い人はスマホで完結、職員の時間が浮く、それを操作が苦手な高齢者に、対面サポートに当てることが必要だと考えます。

本題に戻ります。今からでも、今回の修正案については、どの議員とも、もっと町長は距離を近く持って欲しいと考えています。今からでも遅くありません。町長、もっと住民の近くで仕事をしていただけませんか。柿原政一郎氏のように、これからの子どもたちのためにと図書館を寄附し、理想を高く掲げる政治家になっていただくことを希望して、修正案に賛成の討論といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。14番、緒方直樹議員。

○14番（緒方 直樹君） 14番。議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算修正案について賛成の立場で討論いたします。

我々議員は、数年前から一般質問やその他機会があるごとに竹嶋橋建設について住民説明会を実施するべきと打診し、今年1月、議会の総意として要望書を提出しております。さっきの田中議員の一般質問で住民説明会を実施するというので、説明会を行うこと自

体は大変喜ばしいことですが、実施するのであれば、竹嶋橋関連の予算を可決する前であるべきと考えております。私は、住民説明会では竹嶋橋建設の賛否を問うのではなく、親切丁寧に説明していくことで、住民の不安、不信感をぬぐう場所であってほしいと考えておりました。しかし、可決後の住民説明会では、住民の不安、不信感をぬぐう以前に、町と住民との信頼関係に亀裂が生じると考えます。その亀裂がある状態のままでは結果、円滑に事業を進めることができないと考えております。また、この機を逃せば、防衛省の予算は取れなくなると言われています。しかし、その発言に対する裏づけが取れておりません。現状、今ある情報のみで議員おのおので判断するしかありませんが、口頭だけで言われるのではなく、裏づけが取れる資料等を見せていただきたかったと考えます。

最後に、今の高鍋町がすべきことは厳しい財政状況を考慮しながら、竹嶋橋建設の優先順位を見極める必要があると思います。また、私は今後の財政確保に不安を覚えており、今後の高鍋町は将来を担う子どもたちのため、また、障害者、高齢者など支えを必要とする人たちのために尽力し、バランスの取れた偏らない政策実現が必要と考えております。

以上により、町と住民の信頼関係が損なわれることは容認できず、禍根を残す可能性もあること、バランスの取れた政策実現をするためにも修正案に賛成するものであります。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。11番、加藤秀文議員。

○11番（加藤 秀文君） 11番。議案第14号令和8年度一般会計予算での大きな争点は、竹嶋橋の架け替えに関することだと思います。私は今回の一般質問でも発言させていただきましたが、現在、全国的に幾度となく言われている少子高齢化、人口減による地方の衰退、この状況を自然な流れだと考えるのではなく、この状況を打破し、本町の明るい未来を引き寄せる挑戦をすることが必要だと思います。人には様々な考えや意見があり、それも正論だと思いますが、しかし、今のままでは竹嶋橋の老朽化は町の老朽化につながり、挑戦のない町には未来はないと私は思います。

以上のことから原案に賛成といたします。

○議長（古川 誠） いや、もうほかに。今から、今ほかに質疑はありませんかだから皆さん手を挙げてくださいよする人は。ほかに討論はありませんか。13番、松岡信博議員。

○13番（松岡 信博君） 13番、松岡信博。議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算に対する修正案に対し、賛成の立場で討論をいたします。少し長くなりますがお許しください。

賛成の理由は、まず、黒木町長の竹嶋橋建設計画の進め方に問題があります。町民に直接説明する住民説明会を一度も行わず、町の広報やホームページなど、一方的な情報発信で町民の理解を得ようとする行政姿勢は、決して民主的とは言えません。高鍋町議会の町内11地区自治公民館連協から要望のあった竹嶋橋建設の住民説明会実施の提言書も黒木町長は拒否しました。それに、広報たかなべのアンケートで反対の意見が多くあるにもかかわらず、橋建設を強行するのでは、高鍋町民や高鍋町議会をあまりにも軽視していま

す。町民が納めた税金を10億から13億も使う計画なのに、町民に詳しい説明をしないようでは重大な背信行為と考えます。黒木町長は、工事費49億円の高鍋町負担分年間6,000万円、13年間、8億円の支払いは高鍋町の負担にならない、町民サービスの低下にはならないと発言しておりますが、高鍋町の決算を表す実質単年度収支では赤字となるため、高鍋町は大変苦しい財政運営を強いられてしまいます。そのような竹鳩橋建設の財源が明確にされない状況で、どのような経費削減や公共施設の統廃合が行われるのか、町民に何の説明もなく、実行されようとしております。町民の意思は尊重をしなければならないと、日本国憲法により、国民主権の原則として定められております。町長の権威主義的な姿勢は、町民の代表である議員として批判するべきであり、許すことのできない事実です。そのことだけでも修正案に値する大きな理由です。

そのほか、アメリカによる国際情勢の変化や円安による物価高の影響で、建設資材や人件費は高騰しています。国の消費税減税やガソリンの暫定税率の廃止、所得税の103万円の年収の壁の引上げなど、政府の施策により、国の財政状況が厳しくなることが予想されます。そのため、高鍋町が約22億円も受けている地方交付税が減額されるおそれがあります。それに、地方消費税交付金として5億1,000万円とガソリンの揮発油譲与金3億円を受けていますが、減額になることは避けられません。その上、所得税の103万円の年収の壁が、178万円に引き上げられた場合には、高鍋町は2億円の減収となります。高鍋町の財源、収入や支出に与える政治経済、世界情勢が厳しく激変する時代に、高鍋町のような小さな町が、一級河川に橋を建設するなど、全国的に例のない身の丈に合わないことをするには、あまりにも社会情勢が悪すぎます。本年、令和8年に神祭野坂工事が約17億円かけて終わりますが、その直後、竹鳩橋建設に13億円もの予算をかけるほど高鍋町に余裕があるとは思えません。

それに、本年2月、高鍋町の学校教育に関わる懇話会によるこれからの本町の学校教育の在り方についての提言書では、高鍋町立小中学校の築53年から66年の学校校舎の新築工事の提言がなされました。令和16年には東西小学校を統合し、令和19年には東西中学校校舎も隣接して建設することが望ましいとの内容でした。そして、先日、高鍋東中学校の保護者より連絡を受けました。東中の体育館のバスケットゴールリングのボードが落下し、卒業式は中央公民館で行われると聞きました。止めてあったケーブルが劣化し、ぶら下がったようですが、子どもが巻き込まれたらどうする、竹鳩橋どころの話ではないとお叱りの言葉をいただきました。長寿命化で改修工事を行っていても、根本的な対策にはなっていません。見えないところで建物や器具の腐食が進んで、いつまたどこで事故が起きてもおかしくない状態です。施設や器具の老朽化で生徒が下敷きになるようなことがあれば、子どもたちの命に関わる問題です。高鍋町の学校教育に関わる懇話会の提言書にある令和16年や19年の新築計画ではなく、一刻も早く、学校施設の新築工事計画を進めなければなりません。しかし、小中学校を統合して新築すれば、恐らく60億円以上の工事費になります。補助率50%でも30億円以上の借金を高鍋町は起こさなければなり

ません。

○議長（古川 誠） 松岡議員、学校のことはもう、橋のことでお願ひします。

○13番（松岡 信博君） いや、理由ですから。学校校舎と竹鳩橋の建設費の返済が重なることになれば、町民の行政サービスの予算が削減されることは、火を見るよりも明らかです。そのような事態が予測されることを、議員として危機感を持って受けとめなければなりません。竹鳩橋建設を優先することにこだわらず、町民の生活を支える行政運営とはどのような財政状況で実現するのか、教育、福祉、老人介護など、町全体のことを考え、議員として正しく判断をしなければなりません。財政的に余裕のない町はいつも弱い立場の人たちが犠牲になります。その結果が老朽化した校舎で、いつまでも子どもたちが学ばなければならないという現実を生み出しております。もうこれ以上過ちを繰り返してはなりません。文教の町高鍋を標榜するのであれば、子どもたちが学ぶ学校校舎の新築工事や最低でも改修費が9億円かかると言われる中央公民館などの文化施設の改修工事計画を実行した後、本当に余裕があることを見極めて橋建設を実行すべきです。高鍋町にとって財政的に無理のない行政運営を目指すことが町民のためであり、将来の子どもたちに住みよい高鍋町を残すこととなります。高鍋町が財政難や財政危機に陥らないよう監視するのが、高鍋町議会議員としての責任です。その責任を果たすためにも、今回の竹鳩橋建設は時期尚早と考え、修正案に賛成するものです。

最後に、今回の一般質問で町長は住民説明会をすると言いましたが、予算を通すだけのごまかしにしか聞こえません。町民は橋建設の賛否を問う住民説明会を要望しております。測量設計委託料の予算を通して、竹鳩橋建設を決めた後に、事後報告会のようなものをしては、議会が町民を裏切ったこととなります。町民の要望をねじまげるような議会では信用が失墜し、議会の名誉が守れません。町民のためにも、竹鳩橋建設に関する予算は白紙にするべきです。

今回の修正案を通して決して竹鳩橋建設計画を否定するものではありません。老朽化の危険性が待たなしの学校校舎の新築工事をまず優先させ、ほかに中央公民館などの文化施設の改修計画と照らし合わせ、竹鳩橋建設計画が町財政に与える影響がないことを見極めるべきだと考えております。そのため3年間の時間的、財政的な余裕を持たせることを目的として、修正案に賛成するのです。よって、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算に対する修正案には賛成といたします。

以上です。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。12番、樫原富子議員。

○12番（樫原 富子君） 12番、樫原富子。私も竹鳩橋についてのみの発言とさせていただきます。原案に賛成の立場から発言いたします。

行政財政上の負担については、財政経営課から本事業によって財政サービスが著しく低下することはないとの説明がなされており、財政的な持続可能については、専門的検討を経て一定の担保がされている状況にあると捉えております。将来世代へ負担については、

将来の世代に過度な負担を残すべきではないという考えから極めて重要であり、私も同様の認識に立っておりますが、本事業は将来に過大な負担を先送りするものではなく、持続可能性を踏まえて設計されたものであり、必要なインフラ整備を先送りにすることは、老朽化の進行や災害リスクへの反応の遅れにつながり、結果として、将来世代により大きな負担と危険を残す可能性があると考えます。将来世代への責任とは負担を先送りすることではなく、必要な投資を最適な時期に行うことであると考えます。

本事業は、単なるインフラ整備ではなく、災害時の避難や救助といった町民の命に直結する基盤であります。不確実な将来に判断を委ねるのではなく、実現可能性が担保されている今この時点で、責任ある意思決定を行うべきだと考えております。

以上で討論を終わります。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。2番、森崎英明議員。

○2番（森崎 英明君） 2番、森崎英明。議案第14号高鍋町令和8年度一般会計予算について、財政負担については一般質問なり十分聞かせていただきました。竹鳩橋。

○議長（古川 誠） 森崎議員、最初に態度を示して、賛成か反対かの。

○2番（森崎 英明君） 分かりました。原案の賛成の立場で討論させていただきます。

財政負担については、昨日から説明をいただきました竹鳩橋の架け替えについて竹鳩橋は建設以来65年が経過、度重なる水害により老朽化は甚だしく、その状況は皆さん御存じのとおりだと思います。私は大雨の中、傘を差して橋を渡る子どもたちの姿を想像するだけで心が痛みます。これまで期成同盟会などで30年余り架け替えに向けた活動をされ、その望みが叶うときであります。この機会を逃したらもう二度とチャンスは訪れないと私は思います。ぜひこの機会を逃すことなく、ないよう努めるのが、私たち議員に課せられた使命だと思います。賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。原案に賛成の立場で討論いたします。

先ほどの文教委員長の報告の中にありましたが、架け替えることについて賛成なのかという質疑をしたときに、そのとおりだと、ただし時間的な余裕をもって行うべきだという回答がありました。ここにいらっしゃる議員の皆さんは、ほとんど建て替えには賛成というふうに私は捉えています。その中で2つの賛成理由を述べます。

1つ目、今までの竹鳩橋を架け替えについての皆様方の努力、これを無駄にするんじゃないかということです。

歴代の町長をはじめ、町会議員、県会議員、国会議員の方など、多くの方がこの竹鳩橋架け替えを推進してきました。1997年には、竹鳩橋等整備促進期成同盟を設立し、毎年要望を出してきました。ここにいらっしゃる、先ほど中村議員がおっしゃっていましたが、ほかの議員の方も竹鳩橋架け替えの陳情に行かれたことがあるとおっしゃっていました。しかし、あと少し、もう一步のところ、何かしら外からの作用で架け替えがかなわなかったという経過があると思います。もし、この予算が通らなかったら、架け替えにつ

いて外からの作用ではなく、今まで推進してきた私たち議員の中から架け替えを阻止するという働きになります。つまり、この機会を逃すことは、今まで多くの方々が架け替えに多くの時間と努力をかけたことに対して、今ここにいる私たちを含めた議員の方から無駄にしてしまうということです。

2つ目、命を守るということです。

御存じのことですが、令和5年4月9日午後2時15分ごろ76歳の男の方が竹鳩橋をトラクターで渡っているときに転落して亡くなる事故がありました。御家族の方は今でも悲しい思いをされていると思います。私はそのとき、どうして町民の方から人が亡くなったのに、どうして橋を架けないのかという大きな声が起こらなかったのか考えました。亡くなった方が高齢者だったからと私自身思ってしまったところがあります。不謹慎かもしれませんが、もしこの事故が小学生や中学生だったらどうでしょう。町民の方は大半の方が、早く橋を架けろと言われると思います。命に軽い、重いはないと思いますが、感情の中で軽い思いをつけてしまう自分がその中にいます。

少し昔の話になりますが、平成15年に、一ツ瀬川に架かる潜水橋で、西都市立の小学校1年生が、下校途中に潜水橋から落ちて死亡するという、すみません、大変痛ましい事故がありました。このようなことが今後起こらないように、命を守るということで、ぜひとも竹鳩橋の架け替えをしていただき、子どもが危険な目に遭わないようにしてほしいと思います。

以上、1つ目の今までの経過と、2つ目の子どもの命を守るという点で原案に賛成いたします。

○議長（古川 誠） 暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

.....

午後1時59分再開

○議長（古川 誠） 再開いたします。

6番、兒玉秀人議員。

○6番（兒玉 秀人君） 6番。先ほどの私の討論の中で修正をお願いしたいと思います。

1つ目のところの、「今ここにいる私を含めた議員の方から無駄にしてしまうというところ」を、「今ここにいる私を含めた議員のほうから逃してしまうおそれがある」というふうに修正をお願いします。すみませんでした。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。15番、田中義基議員。

○15番（田中 義基君） 15番。この修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

一昨日の私の一般質問、最終盤では、何かどうも道化を演じさせられた経緯がございましたけれども、結果的に住民説明会を開催するという町長の言質を得られた、取れたということは、最大の収穫だというふうに思っております。これは決して、説明会の開催実現を発言しさえすれば修正案の通過はないという町長の見込み、思惑からのものでは決して

ないし、きっと町長自らが持つておられる誠実な思いからの発言だというふうに思っております。恐らくこれには副町長をはじめ、幹部職員からの何らかの具申とか答申進言等があって、町長はそれをしっかり聞いて受け入れられて、度量の大きさを示されたものでしょう。まだまだアンデルセンの童話の王様ではなかったということのあかしだというふうには思いますね。

開催される説明会の場では、竹鳩橋の建て替えに関する町長自らの思いは当然、それと予測されるリスクやデメリット、これも交えて正直にかつ丁寧に話をされて、町民からの耳の痛い話や要求もしっかり聞かれるべきだと思っております。議会議員も、議員総意での要望書での要求を町長が受け入れたという事実の下に、しっかりこの町民の意見を聞く場を活用し、新たに議員としての考えをまとめ直して、竹鳩橋の建て替え事業の推進予算のいかんを今後の議場で討論すべきだと考えます。

いろいろな意見が得られます。そもそも、これは予算の修正でありまして、竹鳩橋を造る、造らないの決議じゃございませんのでね。もうそれであるのは当然以前に、この同関連予算の調査費でしたが、これはもう通過してますよね。それがじゃあ竹鳩橋を造る、造らないという決断ではないわけですから、それと同様なことだというふうに今回の案については思っています。

町長から、時期は未定ですが、事業申請の前には必ず住民説明会を開催するとの明言がございます。既に予算が可決されていようがまいが、説明会の前に予算の執行手続に入ってしまうなどという愚行をされるはずはないでしょう。そうであればというより、そういうことであろうからこそ、いろいろお考えの議員がいらっしゃるでしょうが、建て替えの事業の推進のために何としてでも今回関連予算を通すべきだとする議員も、建て替えは不要と判断する議員も、住民説明会を開催しさえすればよしとする議員も、どうすべきかに悩んでいる議員も全て、今回のこの事業予算の削除修正案は、一旦全議員で賛成をもって可決すべきこと、その上で改めて予算を上程された段階でしっかり審議していくべきではないかなというふうに思っております。それが今回議会の提出した要望書に対して町長の下した決断、これに沿ったベストの対応だというふうに判断します。首を振ってらっしゃいますが、少々芝居じみたな論調になってしまいましたけれども、したがって、私は、この修正案には賛成としたいと思っております。議員の皆様の御英断をよろしく願います。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第14号を起立によって採決します。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は可決、文教産業建設常任委員長の報告は修正です。

まず、文教産業建設常任委員会の修正案について起立によって採決します。文教産業建設常任委員会の修正案に賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立少数と認めます。したがって、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第14号令和8年度高鍋町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第15号

日程第8. 議案第16号

日程第9. 議案第17号

日程第10. 議案第18号

日程第11. 議案第19号

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

○議長（古川 誠） 日程第7、議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算から、日程第14、議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算まで、以上8件を議題といたします。

本8件は特別会計等予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員会委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、田中義基議員。

○特別会計等予算審査特別委員会委員長（田中 義基君） 15番。令和8年第1回定例会におきまして、特別会計等予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算ほか特別会計予算が6件、議案第21号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算、そして、議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算の計8件でございます。

審査は、3月6日、9日、10日の3日間、13名の全委員出席、そして、担当課長をはじめ職員、要点筆記事務局員、議長参加の下、第3会議室において行いました。

説明資料を基に詳細な説明を受け、委員からは質疑は数多くありましたが、そのうちの一部の報告にとどめさせていただきます。

それでは、審査の経過及び結果の報告について、議案順に行います。

議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算につきまして、健康保険課から、人口減少に伴い被保険者数も年々減少し、医療費などの保険給付費の総額も減少しており、前年度当初予算と比較すると8.9%の減となっているとのこと。

令和8年度から新たに子ども・子育て支援金制度が新設され、支援金は、各医療保険の

保険料として徴収され、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの様々な子育て支援事業に活用されるとのこと。

また、出産育児一時金等繰入金につきまして、制度改正により地方財政措置が廃止をされ、今後は出産育児交付金及び保険税によりその費用を賄うことになったとの説明がありました。

質疑に入り、特定健診事業の委託料について、令和9年度からウェブ予約開始に向けて令和8年度中にシステムを導入するとあるがとの質疑に、現在、LINEで申込みを受け付けているが、そちらでは配偶者も一緒に2人分申し込むとかできなかつたりなど管理のほうが多いので、メールで簡単に予約できるようなシステムを導入したい。年度内に準備を進めるとのこと。

健診の超音波検査は無料になったということだがとの質疑に、これまで負担金いただいてきたが、なるべく多くの方に受診していただきたいので無償でということとの説明。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、同じく健康保険課から、本会計の予算の総額は、前年度当初予算と比較すると、被保険者数の増加等により3.1%の増となっている。保険料率について、2年に1度の改定の年となっており、医療保険分の均等割額が引き上げられ、新たに子ども・子育て支援給付金分が新設されている。

また、賦課限度額も80万円から85万円に引き上げられているとのこと。

賦課徴収費がシステム変更により保険料決定通知書の出力方法が専用紙からコピー用紙となったことで減となったとの説明がありました。

質疑に入り、一般管理費の郵送料が減っているのはとの質疑に、限度額認定証等について、マイナンバーカードにひもづけられたマイナ保険証の中にはこの機能が入っているので、マイナ保険証を使っている方には送付が不必要となるので減となる。まだ持っておられず資格確認書の方は、今までどおりの限度額認定証を送付することになるとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算につきまして、同じく健康保険課から、要介護度判定のための審査会を3町で設置しているもので、その事業費用を各町が均等割及び高齢者数に応じて負担をしている。被保険者数の減や介護予防事業の効果からか年々審査件数は減少傾向にあるが、会計年度任用職員の人件費の上昇により予算総額は増となっている。

歳出で、使用パソコンの老朽化による新たなリースを計画しているとの説明でした。

質疑に入り、委員から、介護認定審査会費が増だが、審査会の回数でも増える予想かと

の質疑に、審査件数は減少傾向にある。あくまで人件費の増によるものとの答弁。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算につきまして、同じく健康保険課から、令和8年度は介護保険事業計画期間の3年度目なので保険料率の改定はないが、被保険者数の減少により予算額は減となっている。令和9年度から3年間の第10期計画の策定年度となっているとのこと。

歳出の在宅医療介護連携推進事業費負担金について、東児湯5町で都農町国民健康保険病院内に児湯医療介護連携室を設置しているが、事業強化のため会計年度任用職員を1名増員するものとの説明。

質疑に入り、在宅介護用品の支給事業、該当しなかったとの事例報告があるが、支給要件が厳しいのでは、臨機応変さが必要ではとの質疑に、町独自の事業で、対象の条件として、本人も介護する家族の方も町内に住所を有すること、また本人の介護認定が要介護3から5であることとしている。厳しいが、御意見として伺っておきますとのことでした。

町民に、介護保険料が今後上がるんじゃないかという不安がある。見通しとしてはどうなのかとの質疑に、被保険者は減だが、それを支える若者世代も減ってるので非常に心配だ。なるべく急激に上がったりをしないように、基金を利用しながら保険料負担軽減には努めているとのことでした。

介護予防事業のフレイル対策事業、温泉無料保養券交付を65歳からにしたのはについて。今、75歳以上の方を対象としているが、もともと後期高齢者医療保険の保険事業でやっていた事業を介護に持っていったもので、介護保険の1号は65歳以上なので、75歳というのは公平性の面でも疑問があったからとの説明でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算につきまして、農業政策課から、本事業は、1市3町で平成21年度から事業を開始しており、平成25年度からは、地区外送水についても新たに使用料金の徴収を開始し、現在に至っているとのこと。

前年度当初予算と比較しての増加の要因は、会計年度任用職員の任用に係るものがほとんどとの説明でした。

質疑に入り、一般会計からの繰入金について2分の1と算定している理由はについて、会計年度任用職員には、午前中の雑用水検針業務と午後からの農業政策課管理施設の整備関係を担ってもらっているので、2分の1を算定し計上しているものとの答弁。

また、一ツ瀬川土地改良施設使用に伴う経費の国営施設使用料について、施設の管理図を示し、基幹水利事業の西都市分と土地改良管理分の支払い区分の説明をもらいました。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決

すべきものと決しました。

議案第20号令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算につきまして、総務課から、高鍋町が事務局を務めている1市5町1村で共同設置された西都児湯固定資産評価審査委員会の運営経費を計上しており、歳入は、均等割と人口割で算定された各市町村からの審査委員会負担金と高鍋町分としての一般会計繰上金が計上されている。

歳出は、固定資産評価審査委員報酬が主なものとの説明がありました。

質疑に入り、不服がある場合申立てしていいんだろうという具体的なものが表示してあれば分かりやすいと思うがとの質疑に、その周知を徹底するために、8年度からは納税通知書の真ん中ほどに分かりやすく示すようになりました。そういう制度があるということ自体を知っていただくことがまず肝要かなと考えますとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号令和8年度高鍋町水道事業会計予算につきまして、上下水道課から、8年度業務予定量としての給水戸数、年間総配水量、1日の平均配水量等の第2表、今年度に発生することが予想される全ての収支である収益的収入及び支出の第3条、浄水場や配水管などの施設を新しく整備や改修する費用といった建設改良事業に係る予算である資本的収入及び支出の第4条、継続費、債務負担行為等それぞれの条立ての説明を受けました。

今年から第4次拡張事業に伴う竹嶋浄水場更新の工事をいよいよ行っていくとの説明もありました。

質疑に入り、都会ではドローンを飛ばして漏水箇所を調べる手法があるようだがとの質疑に、県内でも試験的に取り組んだ自治体があるが、費用対効果の面で効果が見られるかどうか微妙なところ。今後いろんな情報を仕入れながら、必要があり効果的であれば取り組んでいきたいと思っているとのこと。

鬼ヶ久保のポンプ場は使っていないと思っているがについて、使っていない状況だが、ポンプ場近くのお客様方の水圧が若干ピーク時には低いというところで、何らかの対策を取る必要があるのかなと思っているとのこと。

竹嶋浄水場が新たに井戸を4基導入ということだが、これで町内全部賄えることになるのかとの質疑に、十分配る量は確保できていると考えており、問題はないとのこと。

右岸町なかへの配水は小丸川の下を管で通すことになるとのことだが、その管径はとの質疑に、来年度にその工事を始めるが、口径は400ミリ、令和9年度に青木地区の青木配水池から下りてきたところにつながるようになるとのこと。

川の下を通すのであれば、石がある層に注意が必要だと思うがとの質疑に、ボーリングをし、土質の解析を行った結果、粒径20ミリ以上の礫があることが判明したので、推進が途中で止まってしまうとか、また機械の設定を変えとかの事態の発生を避けるため、当初予定の推進管の口径を大きくして、ボーリングマシンの設定も再度行って試算し直したとの答弁でした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算につきまして、同じく上下水道課から、水道事業会計同様、条立てによる2条、3条、4条、5条等の説明を受け、それぞれについて内訳の詳細な説明がありました。

下水道事業費用の総係費で、最終年度になるが、昨年度に引き続き、今年度も汚水処理構想見直し業務委託を計上とのこと。

建設改良費で、処理場建設改良費の浄化センターでの汚水処理工程における汚泥返送ポンプの更新及び管理等の電気をLEDへ更新するための工事請負費を計画しているとのことでした。

質疑に入り、中継ポンプジェットバルブ修繕などの修繕費について、劣化年数はどれくらいと見て判断をしているのかとの質疑に、ポンプ等については、毎年点検等を行い、清掃等も委託で出しており、その都度状況を見ている。一応予算を計上しているだけで、特段今年度具体的にどこどこを修繕していくかということが決まっているわけではないとのことでした。

また、LEDでの取替え費用がちょっと高いなという気がするがとの質疑に、全体での概算でどれくらいかかるのかを見積りを取り、予算を計上させてもらった。全て一度に終わらせたほうが効果的であると思うが、まずはその都度順番的に優先度を計画してやっていこうと考えているとのことでした。

質疑を終え、討論を求めましたが討論はなく、採決に移り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、特別会計等予算審査特別委員会に付託されました議案全ての報告を終わります。

以上です。

○議長（古川 誠） 以上で委員長報告を終わります。

質疑については、議長を除く全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから、1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

国保は県での運営となっておりますが、それでも基金を準備し、加入者の高鍋町の国保税負担を少なくなるよう頑張っている運営手法を取っています。国は特定健診を60%と高い目標を設定していますが、高鍋町は頑張っていると評価しているところでございます。

職員の住民目線の在り方を考え、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第15号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第15号令和8年度高鍋町国民健康保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第16号令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

高齢化率は年々上がっています。私も含めて、お年寄りには元気で長生きが目標です。

しかし、病気や事故などにより、やむなく寝たきりになったりすることもあると考えます。また、病院とはお友達というくらいに、あちこちが悪くなるのが実態です。

それらを踏まえ、健診への参加を促す工夫をしながら、お年寄りの体が健康で長生きできる仕掛けをしていることについて、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第16号令和8年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第17号令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

認定作業については、難しい判断を余儀なくされていると思います。認知症については大変だとは思いますが、家族から聞き取りをしっかりと行っていただくことを要望して、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第17号令和8年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第18号令和8年度高鍋町介護保険特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第19号令和8年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第20号令和8年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和8年度高鍋町水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第21号令和8年度高鍋町水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

竹鳩での水供給のため、浄水場大規模拡張計画、大きなお金が動きますが、水道料金を上げずに安定供給したいとの思いに賛成をしたいと思います。推進工法が何事もなく終わりますように期待をして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第21号令和8年度高鍋町水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

浄水場、長寿命化で何とか頑張っていること、私は高く評価したいと思います。

それから、また埼玉県のようなああいふ事故が起きないように、定期的にしっかりと観察していることについても、大きな賛成の要因です。

高鍋町の下水道事業が難なく進行しますことをお願いして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立全員と認めます。したがって、議案第22号令和8年度高鍋町下水道事業会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15. 議案第23号

○議長（古川 誠） 日程第15、議案第23号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負変更契約についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第23号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川 誠） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（野中 康弘君） 財政経営課長。それでは、詳細説明を申し上げます。

本案の基となります契約は、令和7年第3回定例会において議決をいただいております。今回の変更内容についてでございますが、契約の目的、工事場所、契約の相手方の変更はございませんが、契約金額につきまして、824万6,700円増額し、変更前1億6,388万9,000円から、変更後1億7,213万5,700円とするものでございます。

財政経営課からは以上でございます。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。変更工事の概要について御説明をいたします。

現在施工中の高鍋西中学校第1棟並びに第3棟の防音機能復旧、空調・換気に係る建築・機械設備工事につきまして、防衛省との協議等により工事内容の一部に変更が必要となったものでございます。

資料のほうを御覧ください。

まず、図面の1ページと3ページのそれぞれ青色で囲んでいる部分が補助対象工事を示しております。防衛省との協議に係る部分として、今回の工事で従来の全館空調方式から個別空調方式になることに伴います外気導入設備の追加、生徒の安全確保のための空調機器類の配置変更のほか、廊下の天井及び既存換気ダクトを撤去した際に、天井材のつりボルトに想定以上の腐食や継ぎ手部の破断、亀裂などが確認されましたことから、防衛省の追加指示を受けまして、施工内容を変更するものでございます。

その他の変更点を2ページのほうに赤色で示しております。

老朽化に伴いまして、広範囲にわたって教室の天井断熱材の剥がれが確認されたほか、天井と壁材を撤去した際に、既存建物の教室出入口部分、構造物とサッシ建具との間に5センチほどの隙間が生じていることが判明し、モルタル充填などの追加工事が必要となりました。

また、教室の天井解体や機器設置の際などに生じますちりやほこりが生徒の学習環境へ及ぼす影響を抑えるために、清掃範囲を増やすなどの対応が必要となったものでございます。

工事の変更概要は以上でございます。

防音機能復旧工事に当たりましては、防衛省との協議をはじめ、学校や施工事業者とも都度慎重に協議を重ねておりますが、古い校舎の設備改修を進める中で想定を超える劣化箇所なども確認されましたことから、今回、生徒や教職員の学校活動における安全の確保等を優先して対応を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（古川 誠） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。このところ、こういった契約の変更が多く行われている。特に、小中学校の校舎についての事業については、やはり古いということもあるんでしょうけれども、もう、こんな、824万6,700円という、やっぱり高額ですよ。いや、本当は多分見積りはもっと大きかったんじゃないかなというふうに思うんですけども、この古い校舎をしっかりと、こういった空調設備なんかをやる際には、なぜファイバースコープみたいな、ちいちゃな穴を開けて中をのぞき込んで、しっかりと、工事請負契約について、算定がこの800万円以上も超えるような状況というのが、私はどうしても納得いかないっていうかね。もうこれが1回ならまだしも、もう2回、3回と重なっていくと、もうじゃあ今のうちに工事を予定しているところについては、全てファイバースコープみたいなのをに入れて、こういった状況を確認して、最初から請負契約の金額をもっとちゃんと、しっかりと出しておく必要があったんじゃないかなというふうに思うんですよ。そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。変更額につきましては、今回824万

6,700円の増額ということでございますが、その内訳として、外気導入設備の追加設置や空調機器類の設置場所の変更、また天井材つりボルトの腐食箇所の対策など、こちら防衛省との協議により追加施工となった部分が約460万円。天井断熱材の修復、既存構造物へのモルタル充填などの追加工事分として約291万円。生徒の学習環境保全のための教室内の清掃などに約73万円となりまして、実施設計の段階で支障の確認が困難であったものや、防衛省との協議において追加工事の指示があったものの合計の額が増額されたものとなっております。いずれも工事を進める中で判明したり、必要となったものでございまして、必要最小限かつ適正な範囲での変更というふうに考えております。

また、内視スコープでの判断ができなかったのかという御質疑でございますけども、対象となります天井裏の範囲が広いということもございまして、既存の点検口からの点検経路の確保などは困難であったと考えております。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。なぜこういう質疑をするのかというのはもう前段階で分かっていると思うんですが、もうとにかく学校関係の工事については、もう予算を、要するに請負契約の変更、変更、変更でずっと来てるんですね。だから、そのことを見たら、もうやはり、今年度も、令和8年度もまた工事をしていく状況があるとすれば、やっぱりそうやって想定される分については、もう古いんですから、もうそれはやっぱり最初からしっかりと見積りをしておいていただかないと、請負契約そのものが、これはもうおかしくなってしまうというか、私、そういうふうになってしまうと思うんですよ。

だから、ある程度想定できるものについては、その一部を剥がしてでもしっかりと請負契約についての金額を、私はしていく必要があったんじゃないかなというふうに思うんですよ。

だから、これまで、合併浄化槽についてもそうです。こうやって空調設備を入れることについても、もうほとんどが増加、増加、増加ということで、請負契約の変更というのが出てきてるんですね。

だから、それを考えると、もう金額も相当数上がってきておりますので、やはりそこは防衛省ともしっかりと協議をしていきながら、こうやって事前に、委託で設計する前に、本当は1か所ぐらいどこか開けてみることはできないのかということなんかもきちんとして、やっぱり許可を取って行くことはできなかったのかなというふうに思うんですよ。そうしていかないと、請負契約そのものがもうおかしくなってくるっていうか、そういった実態が出てきやしないかと思ってちょっと心配しているんですが、そのことについてはどのようにお考えだったでしょうか。

○議長（古川 誠） 教育総務課長。

○教育総務課長（日高 茂利君） 教育総務課長。設計の段階では、現状設置をされております廊下の点検口のほうから目視での確認を行っておるところでございます。確認できた

範囲で必要と判断した部分につきましては、当初の設計のほうに盛り込んで計画をしたところでございますが、教室内部のほうに点検口が今回ない状態でございます、その箇所の部分につきましては、実際既存のダクト、換気ダクトなどを撤去した後でないと確認ができないというような部分もございました。そのような部分もございましたので、設計の段階で必要と判断した部分については盛り込まさせていただいたものでございます。

○議長（古川 誠） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第23号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負変更契約について、賛成の立場で討論を行います。

私は、先ほど質疑を行いました。しかし、このところ、請負工事変更について大幅な金額っていうのが出てきているのが実態でございます。今後は、やはりこのことがないように、そして、今度の場合もやむを得ない事項であるということは、私も理解をしたところでございます。できれば今後、このようなことがないようにお願いをいたしまして、賛成といたします。

○議長（古川 誠） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） これで討論を終わります。

これから議案第23号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古川 誠） 起立多数と認めます。したがって、議案第23号令和7年度高鍋西中学校第1棟他防音機能復旧（空調・換気）工事（建築・機械設備）請負変更契約については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議員派遣の件

○議長（古川 誠） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、高鍋町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しました議員派遣

のとおり決定いたしました。

日程第 17. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第 17、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 18. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（古川 誠） 日程第 18、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第 19. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（古川 誠） 日程第 19、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川 誠） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（古川 誠） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで、令和 8 年第 1 回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 45 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員